

平成27年8月から

介護保険制度のここが変わります!

～パート2～



高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります。

同じ月に利用した介護保険の利用負担額が一定額を超えたときに支給される高額介護サービス費の利用者負担階段区分(所得などに応じた区分)が新設されます。健康福祉課⑥窓口に申請書を提出してください。

利用者負担段階区分	上限額 (月額)
一般世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	24,600円
<ul style="list-style-type: none"> ●本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 ●高齢福祉年金受給者の方 	15,000円 (個人)
生活保護受給者	15,000円 (個人)

平成27年8月から

現役並み所得者 ※世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方で、第1号被保険者の収入が383万円(2人以上の場合は520万円)以上の方	44,400円
一般世帯	37,200円

高額介護・高額介護合算制度の限度額が変わります。

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担が一定以上の限度額を超えたときに、超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度の限度額が平成27年8月の計算期間分から変更されます。(70歳未満の人のみ変更)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人	
	平成26年8月～ 平成27年7月	平成27年8月～
901万円超	176万円	212万円
600万円超 901万円以下	135万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	67万円
210万円以下	63万円	60万円
住民税非課税世帯	34万円	34万円

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G ☎84-0006(直通)